

要 請 書

外務大臣 河野太郎様

2018年5月23日

化学兵器被害解決ネットワーク

要請内容：①旧日本軍が中国に遺棄した毒ガスによる被害者への医療補償をおこなうこと
②同上 被害者への生活補償をおこなうこと

要請理由：① 2003年8月、中国黒竜江省チチハル市の工事現場から旧日本軍のものである毒ガス液がドラム缶にはいった状態のもの4本、破損し、土中に毒ガス液がしみだしたものがほりだされ、チチハル市民ら44名が被害にあい、そのうち、1名は18日後に死亡し、生存被害者は成人においては、その後も被害が継続して通院をよぎなくされ、10年以上たった今もほとんど職業に従事できない状態が続いている。

② 2004年7月、中国吉林省敦化市郊外の小川で遊んでいた2人の少年が土手にささっていた砲弾にふれ、被害にあった。これも旧日本軍の毒ガス弾であった。この少年もその後の学業を断念したり、留年するなどの被害を被った。

③ これ以前の1976年、1982年にも黒竜江省のジャムス市松花江での浚渫工事中の紅旗09号事件、黒竜江省牡丹江市の道路工事で被害に遭われた方（光華街事件）がいる。このほかにもチチハル市フラル旗地区の大学で持ちこまれたドラム缶の液体を分析していて毒ガス被害にあわれた方などがいる。この被害者は昨年11月65歳で肺ガンで亡くなった。

これら①②③の被害者たちは日本政府の責任を求め、日本の裁判所に提訴した。これらの裁判ではすべて事実認定がなされている。その中のひとつ東京高裁の判決文は「化学兵器禁止条約は・・・化学兵器が人類の良心に反し、文明世界の世論の正当な非難に耐えないものであることを確認するものであること、毒ガス兵器等による生命、身体に対する被害が極めて重大で、重篤なものであることを考慮すると、本件毒ガス兵器等による事故が、化学兵器禁止条約及び上記覚書締結前の事故であるからといって、本件毒ガス事故の被害者が被った被害をおよそ補償の埒外に置くことが正義にかなったものとは考えられない。化学兵器禁止条約及び上記覚書の趣旨とするところに従って、日本国政府により、中国に遺棄されていることを認めている毒ガス兵器等によって現に生じ、又は将来生ずるおそれのある事故に対する補償について、上記のような総合的政策判断の下に、全体的かつ公平な被害救済措置が策定されることが望まれるものというべきである」（2009.7.18）と日本政府に解決を促す付言をつけている。

2003年9月に日本政府と中国政府の協定で、チチハルの被害者について医療補償の覚え書きが結ばれているが、日本政府はその後まったくこれを履行していない。それにもかかわらず、被害者の健康状態は化学兵器に被曝したことに起因する健康被害が継続して

いて、その実態の解明も行われていないので、被害者の健康回復のメドもたっていない。その上、生活の困難も増大している。日中の民間で被害者の医療支援をおこなう動きがはじまっている。一昨年、NPO化学兵器被害者支援日中未来平和基金を設立し、東京都からも認可を得た。そして、日中の医師による共同の診察も始まっている。本来、これは日本政府の責任でおこなうべきではあるが、被害者の健康維持は一刻の猶予も待ってられない。

被害者の救済は日本と中国の関係を維持する重大な外交事案であるので、外務省として早急に被害者救済をおこなえ。

化学兵器被害解決ネットワーク事務局長・大谷猛夫

[Redacted]

[Redacted]